

6月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	10日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	18日(木)	13:00~16:00		遺言書・相続・贈与などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	12日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)	
土地家屋調査士相談	3日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	17日(水)	13:30~15:30	ふれあいセンターながみね(☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)	
税務相談	2日・9日・17日(水)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	4日・18日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	16日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	19日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(老人精神)	2日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター(ウララ2 6階) (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		13日(土)	10:00~15:00		
	法律相談	11日・25日(木)	13:30~15:30	月曜休館	法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	12日・26日(金)	13:00~16:00		仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと	

プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意 ~絶対に購入したカードの番号を教えるはいけません~

消費生活センターから

☎823-3928

《相談事例》

息子からプリペイドカードを購入してほしいと無料通話アプリでメールがあった。内容がよくわからなかったが、やり取りをしているうちに、コンビニで音楽情報サイトのプリペイドカードを買ってほしいということがわかり、コンビニで息子から送信された画像を見せて、1万円のプリペイドカード3枚をクレジットカードで購入した。メールにはプリペイドカードの番号を写真に撮って送ってほしいと書いてあったが、どうすればいいのかわからなかった。息子に電話をかけたら、そのようなメールを送っていないと言われた。何かが息子のアカウントを盗んで、息子になりすましていたことがわかった。コンビニに事情を説明したら、プリペイドカードの封を開けていなかったため返品に応じてくれることになった。コンビニからクレジット会社にも連絡を入れてくれることになったが、いつマイナス処理されるのか

わからず不安だ。息子は無料通話アプリを閉じて、自分も使わないようにした。

《アドバイス》

センターからコンビニに連絡を取り、コンビニでクレジット決済のマイナス処理を進めていることを確認し相談者に伝えました。また、アカウントが不正に使用されたことをアプリ運営会社にも報告するよう助言しました。

プリペイドカードは、金額を決めて使いたい場合や音楽、ゲームなどのダウンロードコンテンツを購入する場合などで利用できる決済手段として広まっており、コンビニなどで簡単に購入することができます。プリペイドカードを購入してカード番号などを伝えるのは、プリペイドカード自体を譲ってしまうのと同じことなので注意が必要です。

困った時は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。